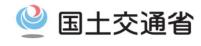
改正建築物省エネ法・建築基準法の 円滑施行に向けて

令和6年6月27日 国土交通省住宅局建築指導課 参事官(建築企画担当)付



2025年度(令和7年度)改正法施行時に実現する姿



小規模の住宅・建築物を中心に、 設計・審査・施工プロセスが滞りなく進められる



設計者

省エネ基準に適合する 住宅・建築物を設計

小規模住宅・建築物の 構造関係規定・省エネ関連 の図書を申請



審查者

審査量増に対応する審査体制を確保

新たな審査内容に 対応しつつ、 的確かつ効率的に審査



省エネ基準に適合する 住宅・建築物を施工

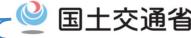
省エネ基準に適合する 住宅・建築物に用いる 資材を流通させる

国土交通省

政省令、告示、マニュアル、ガイドライン等を 時間的余裕をもって公表

関係者と協力して十分に周知

改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議について 望国土交通省



〇2022年(令和4年)6月に公布された改正建築物省エネ法・改正建築基準法の円滑な施行に向け て、設計者や施工者、審査者、発注者(施主)等が適切に対応できるよう、関係者が連携し、実 効性のある周知活動を展開するため、情報共有や意見交換等を目的とした連絡会議を設置する。

連絡会議メンバー

く事務局:国土交通省住宅局・・(一財)建築行政情報センター・(一財)日本建築防災協会>

設計者団体

(公社)日本建築士会連合会 (一社)日本建築士事務所協会連合会 (公社)日本建築家協会 (一社)建築設備技術者協会 (一社)日本設備設計事務所協会連合会

住宅生産団体

(一社)住宅生産団体連合会 (一社)JBN·全国工務店協会 全国建設労働組合総連合

建設業団体

(一社)全国建設業協会 (一社)日本建設業連合会

不動産関係団体

(一社)不動産協会 (公社)全国宅地建物取引業協会連合会 (公社)全日本不動産協会 (一社)全国住宅産業協会 (一社)不動産流通経営協会

関係団体

(一社)木を活かす建築推進協議会 (一社)全国木造住宅機械プレカット協会 (一社)中大規模木造プレカット技術協会 断熱建材協議会 (一財)住宅・建築SDGs推進センター

審查者関係団体

(独)住宅金融支援機構

(一社)住宅性能評価・表示協会 日本建築行政会議

※第2回より各都道府県がオブザーバー参加

4

スケジュール(想定)

2022 (R4) .6

2023 (R5)

(1年)

2

2024 (R6)

2025 (R7)

改正法 (公布)

A 1年政令公布時

第1回連絡会議(11/25)

施行

2年政令公布時 第2回連絡会議(8/7) 施行 (2年)

3年政令公布時

3

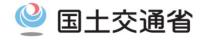
施行前 第3回連絡会議 第4回連絡会議

施行 (3年)

(12月上旬【P】) (6/27予定)

(主な法改正項目)	1年施行	2年施行	3年施行
建築物省エネ法	〇住宅トップランナー制度(分譲マンションの追加)	〇建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示 〇再エネ利用促進区域制度	〇全ての建築物に省エネ基準適合を義務付け
建築基準法	○省エネ改修等に支障となる高さ制限等の合理化	〇防火規制の合理化	〇建築確認における審査省略制度の見直し 〇構造規制の合理化

円滑施行に向けて特にお願いしたいこと



- 立正建築物省エネ法・建築基準法の全面施行による改正事項や国等の発信情報の周知徹底
 - ▶ 会員等に対する改正法に係る情報共有を改めて徹底(国作成資料等の配布・紹介)、国主催講習会等への 参加促進
- 各団体の会員等を対象とした改正法に係る説明会・講習会の積極的な実施
 - ▶ 国主催講習会に参加できなかった方もフォローするため、各団体において、会員向けにテーマ別・地域別等の説明会・講習会を実施
 - ▶ 各団体が実施する説明会・講習会の講師向けに国交省から講習を行うことも想定。(国交省職員の旅費、 各説明会・講習会のテキスト印刷費・送料は国交省負担。)。
- 3 円滑施行に向けた各団体・各地域における取組状況を把握・共有し、必要な支援を実施
 - ▶ 各団体において、改正法の内容に係る設計者の習熟の状況、審査者の体制確保状況、施工者、資材・流通 事業者の改正法の内容に係る認知の程度について把握
 - ▶ 次回の連絡会議では、各団体から、説明会・講習会の開催を含む円滑施行に向けた取組状況についてご報告いただき、取組事例を共有